

## 訪問看護ステーションおおはま（訪問看護事業）運営規程

### （事業の目的）

第1条 医療法人原三信病院が開設する訪問看護ステーションおおはま（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、介護保険法及び健康保険法などの理念に基づき、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図り、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

### （事業の運営方針）

第2条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 指定訪問看護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 3 指定訪問看護の提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を行う。
- 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

### （事業所の名称及び所在地）

第3条 指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称：医療法人 原三信病院 訪問看護ステーションおおはま
- (2)所在地：福岡市博多区大博町1番8号

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者：看護師1名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2)看護師（常勤職員4人以上：管理者を含む）

理学療法士（常勤職員1人以上）

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。  
看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

- 2 事務職員は、必要に応じて配置する。
- 3 業務の状況に応じて、職員数は増減する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、原三信病院職員就業規程に準じて、次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日午後から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時50分から午後5時04分までとする。
- (3) 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者から指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用を申し込まれた主治医は、訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付し、それにより看護計画書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族から訪問看護ステーションに直接連絡があった場合は、利用者に訪問看護指示書の交付を受けるように指導する。

### (指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・一般状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) ストーマケア、スキンケア及び指導
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 在宅酸素療法管理及び指導
- (6) カテーテル等の管理
- (7) リハビリテーション
- (8) 認知症ケア
- (9) ターミナルケア
- (10) 療養生活や介護方法の指導
- (11) その他医師の指示による医療処置

### (緊急時又は事故発生時等における対応方法)

第8条 看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、又は事故が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかにあらかじめ定められた医療機関に連絡し、適切な処置を行うとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族や居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

### (苦情処理)

第9条 利用者やその家族からの苦情などに迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

### (秘密保持)

第10条 事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

### (衛生管理対策)

第11条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業員については、適宜に健康診断等を実施する。

### (虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

### (業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するよう努め、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### (利用料等)

第14条 介護保険利用の場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスである時は、介護保険負担割合証に応じた額の支払いを受けるものとする。健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対して事前に文書で説明し同意を得る。
- 3 通常の事業の実施地域以外で指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を行う場合、それに要する交通費は徴収しない。
- 4 健康保険利用の場合、利用者の申し出により、その他の利用料として、次の額を徴収する。
  - (1) 営業時間内で2時間を越える訪問看護料：30分あたり2,000円
  - (2) 営業時間外で2時間を越える訪問看護料：
    - ア. 午後5時00分から午後10時までと  
午前7時から午前9時00分までは：30分あたり2,500円
    - イ. 午後10時以降午前7時まで：30分あたり3,000円
  - (3) 営業日以外の訪問看護料：1回1,000円
  - (4) 交通費は、公共交通機関の往復料金を徴収する。
  - (5) 死後の処置料は、5,000円とする。
- 5 前4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得た上で、支払いを受けることとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第15条 通常の事業の実施地域は、福岡市東区、博多区、中央区、南区、城南区、粕屋郡の区域とする。但し、実施地域以外の場合は相談により対応を決める。

#### (その他運営についての留意事項)

- 第16条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人原三信病院と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### (附則)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。